

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 託送料金等の特別措置の適用（支払期日を最大5か月間延長）

2021年7月15日
北陸電力送配電株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまには、心よりお見舞い申し上げます。当社は現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、託送料金等の特別措置を講じております。

このたび、下記のとおり特別措置を適用することとし、7月12日に「託送供給等約款以外の供給条件」および「離島供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、本日（7月15日）認可・承認を受けましたのでお知らせいたします。

■小売電気事業者さま（託送料金）への特別措置の内容

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日を、原則として以下のとおり延長いたします。

なお、特別措置の適用対象およびお問い合わせ先については、別紙を参照下さい。

料金算定日延長の対象	今回の延長期間	前回までの延長期間
2020年3月分～2021年3月分	5か月間	5か月間
2021年4月分	5か月間	4か月間
2021年5月分	4か月間	3か月間
2021年6月分	3か月間	2か月間
2021年7月分	2か月間	1か月間
2021年8月分	1か月間	—

※料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。

■離島のお客さま（離島の電気料金）への特別措置の内容

電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を、原則として以下のとおり延長いたします。

なお、特別措置の適用対象およびお問い合わせ先については、別紙を参照下さい。

料金支払期日延長の対象	今回の延長期間	前回までの延長期間
2020年3月分～2021年3月分	5か月間	5か月間
2021年4月分	5か月間	4か月間
2021年5月分	4か月間	3か月間
2021年6月分	3か月間	2か月間
2021年7月分	2か月間	1か月間
2021年8月分	1か月間	—

※支払義務発生日（検針日）が2020年3月19日以降となるものに限る。

以上

別紙：託送料金等の特別措置の適用対象およびお問い合わせ先について

〈1〉 託送料金の特別措置

適用対象	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>①新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている需要者（当該緊急貸付を受けようとしている場合を含む）の供給地点について、一時的に託送料金の支払が困難であると小売電気事業者さまから申出があった場合</p> <p>②小売電気事業者さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に託送料金の支払いが困難であると当社が判断した場合</p>
お問い合わせ先	<p>特別措置の適用を希望される小売電気事業者さまは、当社ネットワークサービスセンターまでお問い合わせください。</p> <p>北陸電力送配電ネットワークサービスセンター 076-403-6219（専用回線） [受付時間：平日9時～12時、13時～17時]</p>

■ 過去のお知らせ実績

2020年3月19日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日
2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日

〈2〉 離島の電気料金の特別措置

適用対象	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>①新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含む）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合</p> <p>②お客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合</p>
お問い合わせ先	<p>特別措置の適用を希望されるお客さまは、北陸電力株式会社*までお問い合わせください。</p> <p>フリーダイヤル 0120-540321 [受付時間：9時～19時(日曜・祝日・年末年始を除く)] ※離島供給に係る業務委託先</p>

■ 過去のお知らせ実績

2020年3月19日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日、12月21日
2021年1月22日、2月24日、3月15日、4月23日、5月12日、6月14日